

【05/26 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会 出席報告（洞 会長）】

平成27年度

第1回松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会

日 時 平成27年5月26日（火）  
午後2時  
場 所 塩尻総合文化センター  
301多目的室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委員及び事務局職員自己紹介
- 3 役員の選出について
- 4 会長あいさつ
- 5 協議事項
  - (1) 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会規約の改正（案）について
  - (2) 平成27年度教科用図書採択の方針（案）について
  - (3) 平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会 関係会議等日程（案）について
  - (4) 平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会予算（案）について
  - (5) 平成27年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会調査研究委員委嘱方法（案）について
  - (6) 開かれた採択の推進（案）について
- 6 その他
- 7 閉 会

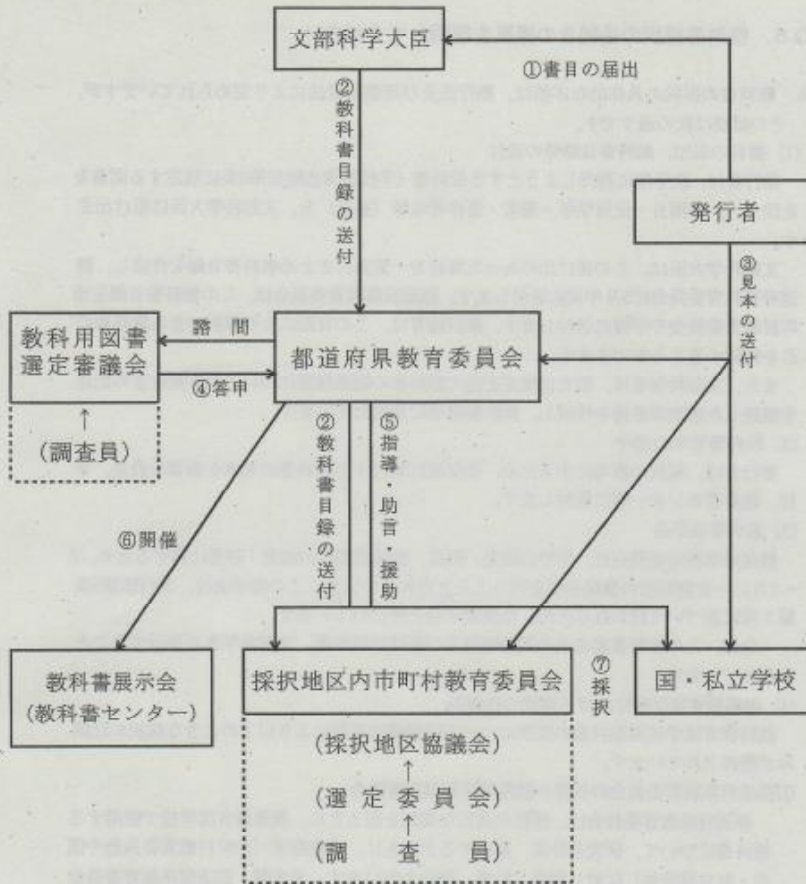
埼玉県県立教科書供給所

	国語	書写	社会		地図	数学	理科	音楽	器楽	美術	保健	技術・家庭		英語
			地理	歴史								公民	技術	
佐久	光村	光村	帝国	帝国	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書
上小	光村	光村	帝国	帝国	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	大日本	開隆堂	東書	東書
頸訪	光村	光村	東書	東書	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	三省堂
上伊那	光村	光村	東書	東書	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	開隆堂	三省堂
下伊那	光村	光村	帝国	帝国	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	東書	三省堂
木曾	光村	光村	東書	日文	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	開隆堂	三省堂
松雄安曇	光村	光村	帝国	帝国	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書
北安曇	光村	光村	東書	東書	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書
更埴	光村	光村	東書	東書	東書	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	三省堂
須高	光村	光村	帝国	東書	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	三省堂
中高飯水	光村	光村	東書	東書	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	三省堂
長水	光村	東書	東書	東書	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	開隆堂	三省堂
信大長野	光村	東書	東書	東書	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	開隆堂	三省堂
信大松本	光村	光村	帝国	帝国	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書
佐久長聖	学園	学園	東書	東書	帝国	数研	東書	教芸	教芸	日文	大修館	開隆堂	開隆堂	三省堂
桑野日大	光村	光村	東書	東書	東書	東書	東書	教芸	教芸	日文	大修館	東書	東書	三省堂
才教学園	光村	光村	清水	清水	帝国	数研	東書	教芸	教芸	日文	大修館	東書	東書	光村※1
清泉女子	光村	光村	東書	東書	東書	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	三省堂
松本秀峰	光村	光村	東書	東書	帝国	数研	東書	教芸	教芸	日文	大修館	東書	東書	三省堂
歴代附属	光村	光村	東書	東書	帝国	数研	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	三省堂
グリーンヒルズ	光村	東書	東書	東書	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	開隆堂	東書
どんぐり	光村	光村	帝国	帝国	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	開隆堂	三省堂

これより下は国・私立学校の選択になります

※1 学校の都合により、2・3学年については旧採択(三省堂)になります。

図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

・採択の権限

地教行法第23条第6号  
発行法第7条第1項

・採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条  
無償措置法第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条  
無償措置法施行令第8条～第11条、第13条、第14条  
発行法第4条、第5条、第6条

Q6. 教科書採択の手続きの概要を説明してください。

A. 教科書の採択の具体的な手続は、発行法及び無償措置法により定められていますが、その概要は次の通りです。

(1) 書目の届出、教科書目録等の送付

発行者は、次年度に発行しようとする教科書（学校教育法附則第9条に規定する図書を除く。）の種目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を、文部科学大臣に届け出ます。

文部科学大臣は、この届け出のあった書目を一覧表にまとめ教科書目録を作成し、都道府県教育委員会に5月中旬に送付します。都道府県教育委員会は、この教科書目録を市町村教育委員会や学校に送付します。採択権者は、この目録により採択できる教科書の名を確認することができます。

また、文部科学省は、新たに検定を経た教科書の編集趣意についての各発行者の記述を集録した編集趣意書を作成し、採択関係者に周知しています。

(2) 教科書見本の送付

発行者は、採択の参考にするため、次年度に発行する教科書の見本を教育委員会、学校、教科書センター等に送付します。

(3) 教科書展示会

都道府県教育委員会は、学校の校長、教員、採択関係者の調査・研究に資するため、6～7月に一定期間教科書展示会を行うこととされています。この展示会は、発行法第5条第1項に基づいて行われるため、法定展示会と呼ばれています。

なお、この教科書展示会の開始時期及び期間は毎年度、文部科学省が告示することとなっています。

(4) 義務教育諸学校における採択の仕組み

義務教育諸学校用教科書の採択については無償措置法により以下のような採択の仕組みが整備されています。

①都道府県教育委員会の任務と教科用図書選定審議会

都道府県教育委員会は、採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校で使用する教科書について、研究を計画、実施するとともに、採択権者（市町村教育委員会や国立・私立学校長）に対し指導、助言、援助を行います。その際、都道府県教育委員会では教職関係者、教育委員会関係者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を設置し、都道府県教育委員会は、採択に関する指導、助言、援助を行う際には、あらかじめ選定審議会の意見を聞くこととされています。教科用図書選定審議会は、通常は、採択権者の採択にさきだって、採択の際の基本的観点などからなる採択基準と、教科書の具体的な調査研究結果をまとめた選定資料の作成について調査審議し建議します。

②採択地区及び共同採択について

市町村教育委員会等は、それぞれ、都道府県教育委員会の指導、助言、援助により、種目（教科、科目、分野等の別に応じて分類された教科書の単位をいう。たとえ小学

校国語、中学校社会（地理的分野）等）ごとに一種の教科書採択することになっています。

市町村立の義務教育諸学校用教科書の採択については、無償措置法により、都道府県教育委員会は「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」を採択地区として設定し、地区内の市町村は協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとなっています。そこで採択地区内の市町村教育委員会では教育長などから構成される採択地区協議会を設置し、共同調査・研究を行い採択するのが通常です。なお、採択地区協議会においても、膨大かつ専門的な調査・研究を行うため学校の教員を調査員として委嘱しています。

(5) 高等学校用教科書の採択

高等学校用教科書の採択については、無償措置法に定めるような採択の仕組みが整備されていませんが、各学校の実態に即して採択権者が採択を行っています。

(6) 採択周期

原則として、小・中学校用教科書は4年ごとに採択替えが行われます（無償措置法施行令第14条）。

なお、高等学校用教科書及び学校教育法附則第9条に規定する図書については、採択周期を定めた規定がないため、毎年採択替えすることもできます。

## 協議事項（２）

### 平成２７年度教科用図書採択の方針（案）

#### （１） 国からの通知

平成２７年４月７日付け文部科学省初等中等教育局局長通知「平成２８年度使用教科書の採択について」により、平成２８年度使用する中学校用教科書は全教科新たに採択を行い、小学校用教科書は平成２６年度と同じ教科書を平成２７年度採択することになっています。

#### （２） 調査研究

各地区の校長会から推薦いただいた委員により、全教科の調査研究を行い、第５回教科用図書採択調査研究委員会において調査結果をとりまとめ第２回教科用図書採択研究協議会で各教科の委員長から調査結果を報告します。

調査研究委員数は各教科とも前回（平成２３年度）と同様とします。

#### （３） 教科書選定

第２回教科用図書採択研究協議会で各教科の委員長から調査結果を報告していただき、報告結果を協議し各教科１種目の教科書を選定します。

教科書の調査については教科書の種類が多ことから、調査研究委員の調査結果を基本に選定を行い、協議会委員は各教育委員会に送付された教科書や教科書展示会を利用して、必要に応じて教科書を読んでいただきます。

また、事務局から資料提供をします。

#### （４） 教科書採択

協議会の選定結果を各教育委員会で協議いただき採択を行います。

#### （５） 教科用図書採択の経過及び今後の予定

平成 16 年度	小学校用教科書採択
平成 17 年度	中学校用教科書採択
平成 20 年度	小学校用教科書採択（新たに検定を受けた教科書が無かったため協議会を開催せずに書面により採択）
平成 21 年度	中学校用教科書採択（社会歴史的分野のみ調査研究を行い、他の教科は平成 21 年度使用の教科書を採択）
平成 22 年度	小学校用教科書採択
平成 23 年度	中学校用教科書採択
平成 26 年度	小学校用教科書採択
平成 27 年度	中学校用教科書採択
平成 30 年度	小学校用教科書採択（当番市：松本市）
平成 31 年度	中学校用教科書採択（当番市：安曇野市）